

## 平成 26 年度 第 2 回長野市個人情報保護審査会概要

【日 時】 平成 26 年 6 月 30 日（月）午前 10 時～11 時 45 分

【場 所】 職員会館 第 1 教養室（2 階）

【出席者】 委員 栗林委員、芝波田委員、西澤委員、山岸委員、和崎委員  
職員 北澤総務部次長、広田情報管理室長、向林情報管理室係長、  
西澤情報政策課長補佐、湯本情報政策課係長

### 【議 事】

- 1 平成 25 年度の個人情報取扱いの現状について（資料 1）  
上記について説明を行った。
- 2 番号法の施行に伴う長野市個人情報保護条例の整備について  
上記について説明を行った。

### 【その他】

- 1 特定個人情報保護評価について  
（内閣官房ホームページ掲載資料 <http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>)  
上記について説明を行った。

### 【主な内容（質疑・意見）】

- 議事 1 について
  - Q 情報の提供において一部承認、不承認というのはどのようなものか。
  - A 法律で回答が義務付けられているもの以外の申請で、担当課が検討した結果、一部承認及び不承認となったもの
- 議事 2 について
  - Q 番号法の施行に伴う条例改正は、長野市個人情報保護条例を改正するのか、該当する業務の条例を改正するのかを検討していく必要があるのではないか。
  - A 今後確認していく。
- その他 1 について
  - Q 通知カードの付番・通知の時期は決定なのか。
  - A 国では予定した時期にスタートできるよう関係団体も含めて動いている。ただ、準備のための情報は遅れている。
  - Q 個人情報保護評価が遅れると、個人番号カードが交付されても利用できないということにならないのか。
  - A カードが交付されるまでには必ず事前に評価を行うことになる。
  - Q カードを持参した人との同一性（本人確認）はどのように確認するのか。

また、カードは身分証明書としても使用できるため、たとえば金融機関などで、本人確認のため提示を求められた際、事業者側で裏面にある個人番号までコピーしてしまう可能性があり、このようなことがないように周知徹底する必要があるが、具体的な方策は検討されているのか。

A 本人確認については、国が意見募集を行っているところであり、まだ運用について定まっていない。

Q 現在ある住民票コードはなくなるのか。

A 住民票コードをキーとして個人番号を生成するため無くならない。

Q マイナンバーの導入で消えた年金記録のようなことがなくなるということか。

A それが事の発端となったものである。

Q 東日本大震災のような場合に、カードがあれば銀行へ行った場合に本人の証明になるということか。

A そのようなこともある。ほかに生活保護の不正受給も防ぐことができる。

- ・ 長野市のシステムは使い勝手が良くて情報漏洩しないということが目標であると思う。独自性の出し方、同一性の確認方法、情報が漏洩した時の救済をどうするのか等が課題であると思う。
- ・ 市民にカードの重要性がわかるようきちんと周知を行う必要がある。
- ・ パブリックコメントを行う際は、市民にわかりやすく書かれていることが大事だと思う。